

諮問番号：平成29年度諮問第1号

答申番号：平成29年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「処分庁」という。）が平成29年1月27日付けで行った精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成29年2月17日付け審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案概要

1 事案の骨子

本件は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第45条第4項の規定により精神障害の状態にあることについて審査請求人が処分庁に認定申請をしたところ、処分庁は審査請求人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条第3項に規定する障害等級3級の状態にあると認定した上で施行令第8条第2項の規定により本件処分を行い、これに対して審査請求人が本件処分の取消しを求め審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 手帳の交付を受けた者は、施行令で定める精神障害の状態にあることについて、2年ごとに都道府県知事の認定を受けなければならない（法第45条第4項）。
- (2) 施行令の定める精神障害の状態は、次の表の障害等級に該当する程度のものである（施行令第6条第1項及び第3項）。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

- (3) (1)の認定の申請は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならないが、都道府県知事は、申請を行った者が精神障害の状態であると認めるときは、その申請を受理した市町村長においてその者の手帳に必要な事項を記載した後に当該手帳をその者に返還し、又は先に交付した手帳と引換えに申請を受理した市町村長を経由して新たな手帳をその者に交付しなければならない(施行令第8条)。
- (4) 障害等級の認定について、山梨県は、医師による診断書等とともに提出された申請書に基づき、山梨県精神保健福祉センターにおいて判定事務を行っている。また、判定の際には、「自立支援医療費(精神通院医療費)及び精神障害者保健福祉手帳審査事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」という。)に基づき、専門家である医師や精神保健福祉士3名の委員で構成される審査会(以下「手帳等審査会」という。)を設置し、意見を求めることとしている。
- (5) 判定に当たっては、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準」(平成7年9月12日付け健医発第1133号別紙。以下「判定基準」という。)、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」(平成7年9月12日付け健医精発第46号別紙)及び「精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアル」(平成27年3月付け厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業(精神障害分野)平成24~26年度研究)を基準として採用している。
- (6) 精神障害の判定基準は、「精神疾患(機能障害)の状態」及び「能力障害(活動制限)の状態」により構成されており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定するものとされている(判定基準別添1)。

3 前提事実

- (1) 平成28年12月5日、審査請求人は、手帳の更新のため、甲府市長を経由して処分庁に法第45条第4項の規定により精神障害の状態にあることについて認定申請をし(以下「本件申請」という。)、同月12日、処分庁(担当所属:県精神保健福祉センター)は申請書を同市長を経由して受領した。
- (2) 同月22日、処分庁は手帳等審査会に意見を求め、手帳等審査会は添付の診断書に整合性のない箇所があるとして再審査とし、診断書を作成した医療機関に診断書の再提出を求めた。
- (3) 診断書の再提出を受けて、平成29年1月17日、手帳等審査会で再度審査が行われ、審査請求人は障害等級の3級に該当するとの回答がなされた。
- (4) これを受けて、処分庁は、同月27日付けで審査請求人は障害等級3級に当たると認定して、手帳の交付決定をし、甲府市長を経由して審査請求人に手帳の交付を行った。

- (5) これに対し、審査請求人は、同年2月17日、処分庁に対して、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

4 争点

審査請求人の精神障害の状態を障害等級3級に当たると認定した処分庁の判断は適正か。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、(平成27年更新時の交付決定(以下「前回処分」という。))により交付された手帳において)平成28年は障害等級2級と認定されていた。
- (2) 平成28年と現在で、病院から処方されている薬剤の内容及び量に変化はない。
- (3) 1年のうち5月頃は体調を崩し、年に数回は体調が悪くなる。
- (4) 以上から、審査請求人の精神障害の状態は、障害等級2級に当たる。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、本件申請時において、反復性うつ病性障害に罹患していることが認められ、精神疾患の存在を確認することができる。
- (2) また、精神疾患の状態についても、「思考・運動抑制」、「憂うつ気分」及び「意欲の減退」の症状を有していることが確認できる。
- (3) 能力障害の状態については、日常生活及び社会生活能力に一定の障害が生じていることが示唆され、時に援助が必要であると見受けられる。
- (4) しかし、観光業に従事し、就労ができてきている点から、基本的な生活を送る上での必要な能力は備わっていることが考えられる。また、再提出された診断書には、日常生活能力に対する障害の程度や状態についての記載はなく、定期的な通院をしなくても就労を継続できるような状態であることがうかがえる。したがって、基本的日常生活を送る上での支障は軽微なものであると考えられる。
- (5) 加えて、本件でも、専門的な知識を有する精神科医等からなる手帳等審査会の意見を求めており、障害等級3級の精神障害の状態に該当するという手帳等審査会の回答を踏まえた上で、本件処分を行ったものである。
- (6) 以上から、審査請求人の精神障害の状態は、障害等級3級に当たると判断せざるを得ない(本件処分は、法令に基づき適正にされたものであり、違法又は不当な点は認められない。)。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 診断書によれば、審査請求人は、本件申請時において、反復性うつ病性障害に罹患していることが認められ、精神疾患の存在を確認することができる。
- (2) また、審査請求人は、日常生活に一定の障害が生じていることが示唆され、時に援助が必要であると見受けられる。
- (3) しかし、観光業に従事し、就労ができていることから、基本的な生活を送る上での必要な能力は備わっていると考えられ、基本的日常生活を送る上での支障は軽微なものである。
- (4) 処分庁は、本件でも、専門的な知識を有する精神科医等からなる手帳等審査会の意見を求めており、障害等級3級の精神障害の状態に該当するという手帳等審査会の回答を踏まえた上で、本件処分を行ったものである。
- (5) したがって、本件処分は、法令に基づき適正にされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過

平成29年8月28日 審査庁から諮問書受理

平成29年9月20日 第1回審議

平成29年10月4日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分手続について

処分庁は、本件においても、事務取扱要領に基づいて、処分前の段階において精神科医等から構成される手帳等審査会の意見を求め、専門的な見地からの検討の結果としてなされた「障害等級3級の精神障害の状態に該当する」との回答を踏まえた上で本件処分を行ったものであり、その他の手続的な瑕疵も認められない。

3 争点について

- (1) 診断書 病名の記載からは、審査請求人は、本件申請時において、反復性うつ病性障害に罹患していることが認められ、精神疾患の存在を確認することができる。
- (2) 診断書 現在の病状、状態像等の記載からは、審査請求人の精神疾患の状態は、抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）及び統合失調症等残遺状態（意欲の減退）の症状を有している。
- (3) 次に、能力障害（活動制限）の状態について、診断書 2日常生活能力の判定の記載によると、「適切な食事摂取」、「身の清潔保持」、「規則正しい生活」、「金銭管理と買い物」、「他人との意思伝達・対人関係」、「身の安全保持・危機対応」及び「興味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」については、援助があればできるとされており、「通院と服薬」及び「社会的手続や公共施設の利用」については、おおむねできるが援助が必要とされていることから、日常生活及び社会生活能力に一定の障害が生じていると考えられる。
- (4) ところで、前回処分（2級認定）時と本件処分（3級認定）時の相違点として、審査請求人が「観光業に従事して」おり、就労ができている点が挙げられ、処分庁はこの点に多分に依拠して本件処分を行ったものと解される。

当審査会においては、この点の検討に資するため、行政不服審査法第74条の規定による調査権限に基づき、前回処分時の資料として用いられた診断書（以下「前回診断書」という。）の提出を得た。

前回診断書における生活能力の状態の具体的程度、状態等の欄においては、「就労を目指しているが、一般雇用には到達しておらず、情動不安定になりやすい」と記載されていたものであるが、本件処分に係る診断書の該当欄においては、「何とか観光業の仕事に従事しているが、多忙期には余裕がなくなり、気分の浮き沈みが現れ始める。以前の情動不安定は次第に安定してきたと本人は語るが、通院も不定期であり、単に処方してもらいに来ているという状況であり、特定の医師の特定の曜日の定期受診を積極的にすすめるも実現できていない。増悪の危険性を抱えており、特に仕事の多忙期に注意を要する。」との記載に変化している。

「観光業の仕事に従事して」おり、「多忙期には余裕がなくな」との記述から、審査請求人の就労は本件処分に係る審査時点において継続的に行われていたこと、また、業務上の問題を抱えているとの記述はないことから、精神的な困難に悩みながらも通常の業務処理は行っていたことがうかがえ、定期受診が実現できていないにもかかわらず就労が継続できていたことからしても、専門的な見地からの検討の結果となされた「障害等級3級の精神障害の状態に該当する」との手帳等審査会

の回答を踏まえた上で、審査請求人の精神障害の状態が「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度（判定基準別添2(2)2級）」とまでは言うことができず「日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度（判定基準別添2(3)3級）」に該当する、とした処分庁の判断は、是認できるものである。

4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分の取消しを求める審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、申請時よりも精神障害の状態が悪化したと認められる場合又は申請時に提出した診断書の内容が精神障害の状態を十分に反映していない場合であれば、施行令第9条第1項の規定により変更申請を行うことが妥当である。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美